



株式会社東京国際ゴルフ

貢献終身会員制度のご案内

お手続きの概要および、よくあるご質問（Q&A）

Q. 制度の対象者や会員権の性質は？

60+

満60歳以上の現会員様

本制度は、上記年齢を満たす
現会員様が対象となります。

会員権の3つの特徴



一代限りの終身会員権:
ご本人様のみ有効となります。



譲渡・相続は不可:
第三者への転売、ご家族への相続や
贈与は一切できません。



契約後の取り消し不可:
トラブル防止のため、必ず事前にご家
族（相続予定者様）と十分ご相談の上、
お申し込みください。

Q. 会員としてのプレー権や利用条件は変わりませんか？

クラブをご利用いただく「会員」としての権利は維持されますが、法人運営における「議決権」等は喪失します。

維持される権利（そのまま継続）		
	プレー予約・施設利用	これまで通り維持（正会員・平日会員と同様）
	各種競技会やイベントへの参加	そのまま継続（表彰の権利も継続）
	ご家族の登録	そのまま継続
喪失・変更となる権利		
	一般社団法人の「社員」資格	喪失（総会への参加・議決権なし）

※「社員資格」の喪失は法人運営に関するものであり、プレー権には一切影響ございませんのでご安心ください。

Q. 年会費や運用に関するルールは？



年会費の割引適用

申請いただいた「翌年度」からの適用となります。
今年度中は現在の年会費となります。



休会制度の適用なし

本制度において、「休会」扱いはございません。



3年間の滞納による失効

年会費のお支払いが滞り、3年間滞納された場合は、
倶楽部の会員資格が自動的に喪失されます。



返金不可の原則

支払われた年会費は、いかなる場合も返還
いたしません。

Q. プレーが難しくなった際のサポートはありますか？

万が一プレーが困難になった場合も、丁寧なサポートをご用意しております。

万が一の場合



ご本人様がプレー出来なくなった場合

倶楽部へ「退会届」をご提出ください。提出をもって会員資格が喪失し、以降の年会費のご請求も停止いたします。



ご本人様のお手続きが困難な場合・お亡くなりになった場合

ご家族様等からの「代理申請・退会手続き」をお願いいたします。

※ご契約時にあらかじめご家族様にご依頼いただけますと安心です。速やかなお手続きをお願いいたします。

お申し込みの流れと各種お問い合わせ窓口



本制度に関するご質問、事前のご相談、資料請求につきましては、下記までお気軽にご連絡ください。

株式会社東京国際ゴルフ 会員課

TEL : 042-797-6641

受付時間：10:00～17:00（土日祝日を除く）



東京国際ゴルフ倶楽部 〒194-0202 東京都町田市下小山田町 1668